

「地方自治の本旨」と 京都市長選挙

大田 直史 (龍谷大学)

「地方自治の本旨」と京都市長選挙

はじめに

1. 地方自治とは
 2. 地方自治における市長選挙の重要性
 3. 長にふさわしい人物
 4. 北陸新幹線延伸ルート問題をめぐって
- おわりに

1. 地方自治とは

(1) 地方自治とは——「地方自治の本旨」

「憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する**公共的**事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理する」という政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解される」（定住外国人地方参政権事件・最判平成7・2・28）

「地方自治の本旨」 ★「住民自治」—その地方の住民の意思に基づき

★「団体自治」—その区域の地方公共団体が

近代社会 「自分のことは自分で決める」という個人主義

- 自分だけですべての必要な事柄を行うことはできない
- 「自分たちのことは自分たちで決める」という自治の仕組みが必要

※住民共通の公共的事務を処理する自治の仕組みとしての
地方公共団体による地方自治

地方公共団体：住民に選挙された「長」「議会」の二元代表制

(2) 地方自治保障の意義

- 1) 公的権力を中央政府と地方政府とで垂直的に分けて分担し合うことで中央政府の暴走を防ぐ(垂直的権力分立)
- 2) 地域の実情に即した施策の案出
- 3) 「民主主義の学校」

2. 市長選挙の重要性

議会と長の二元代表制 だが

地方自治法 147条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を**統轄し**、これを**代表**する。

148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の**事務を管理し及びこれを執行する**。

※ 長の権限の包括性

3. 長にふさわしい人物

(1) 住民の意思との関係

住民の意思と施策の方向性にずれが生じないように住民の意思を確認し、その意思に基づいた決定や施策の実施においてぶれない

(N1) 選挙で示された住民の意思より自分の判断を優先する可能性のある候補

辺野古の米軍基地建設問題

12月20日に福岡高裁代執行訴訟判決「工事実施計画の変更承認を12月25日までに行え」と県に命じる判決→ 県は最高裁に上告→ 認められないと国代執行

※仲井真知事による基地建設反対の政策で支持されて当選しながら立場を覆して、公有水面埋め立てを承認してしまったことの影響

(N2) 選挙で選ばれたことを根拠に施策を正当化する長

2022年大阪府議会が19万人の有権者の署名を集めてIRについての住民投票条例の制定の直接請求否決

知事の議会への説明

「必要な手続は実施してきた。改めて住民投票を実施する意義は見いだしがたい」

(2) 北陸新幹線延伸ルート問題との関係

1) 問題の所在

2016年頃与党PTが米原ルートではなく京都ルート
(大深度地下) 案 →

2022年一部地上化、南丹市に駅建設等の修正

- ・大量の搬出土砂／京都の地下水源の枯渇等
- ・自治体の建設費負担 (南丹市長「つぶれる」発言)

2) 関係者の発言

知事：「慎重な調査と丁寧な地元説明を求めていく。それが早期整備につながる」

N候補：「・北陸新幹線の新大阪延伸計画は、現行ルートに反対。地元の財政負担が大きく、地下水など環境への影響が懸念される。府中北部の悲願だった亀岡、舞鶴ルートを再検討する。」

過去のM：「北陸新幹線は拒否だがリニアは誘致」

※ 住民意思との関係で判断